

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和 2 年 3 月 1 2 日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・榎農水商工課長、宮本係長
- ・中山建設課長、吉川補佐、中西管理係長
- ・小竹教育長
- ・山本教委総務課長
- ・岩本学校教育課長、武中補佐
- ・岩井生涯学習課長、田畑補佐、中村補佐、栗原係長、豊田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中山 真緒
書記	

(午前 9時58分 再開)

○河村 孝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開いたします。

新型コロナウイルス感染症をめぐる現在の状況を鑑み、マスクを着用していただいて結構でございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第80号、鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第81号、鳥羽市営住宅管理条例等の一部改正について、議案第82号、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について、議案第86号、指定管理者の指定について（大庄屋かどや）、議案第87号、指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）の議案5件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第80号、鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 おはようございます。農水商工課長の榎です。よろしく申し上げます。

議案書の14ページのほうをお願いします。新旧対照表のほうは8ページをごらんください。

議案第80号、鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

鳥羽市水産研究所の小浜町への新築移転に伴い、令和2年4月1日からこれまで坂手町373番地2に設置しておりました水産研究所を坂手分所とし、新たに小浜町641番地9に鳥羽市水産研究所を設置するものでございます。

4月からは小浜町に水産研究所を移転し、藻類の種苗生産をはじめ種々の水産研究所業務を開始します。

また、坂手分所においては当分の間、補助的な種苗生産の利用や作業場、倉庫として利用していく予定でございます。

以上でございます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明が終わりました。

議案第80号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1件だけお聞きします。

この設置及び管理に関する条例という中で、第4条で水産研究所の管理、その他について、必要な事項は市長が定めるということで、管理と内容等、定めとると思うんですけども、この分所の扱いということで、分所についてはどうされるかというのをお聞きします。

ちょっと質問を変えて、鳥羽市水産研究所庶務規定というところで、このさっき私が言った、第4条の市長が定めるというところで、水産研究所は農水商工課長が務めて、中身、内容というのをしとるんですけども、この処理規定というところで、そういったところ、この分所の管理のところうたわんでもいいのかというところを聞きたいということです。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 分所も本体の水産研究所と同じ扱いで取り扱っていきたいというふうに思っています。所掌事務の中ですね。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 この処理規定の中にはそういった形で、分所の言葉を入れてかんでもええという扱いですか。それとも、その中で規定をきちっと定めていくということですか。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 坂手水産研究所及び分所についても、包括して所掌事務で取り扱っているというふうに認識しております。

○河村 孝委員長 南川委員、今回は議案は一部改正ですので、まあそれ以上は。

○南川則之委員 はい。

ということで、また、先ほど委員長が言ったように、この分所という扱いをするということでもんで、もしこの処理規定というところできちっとうたうのであれば、前にも言いましたように、条例を改正するときには規則等々を含めて、改正するところは議会に提出くださいよという説明をさせてもらったと思うんですが、もしここを変えるんでしたら議会のほうにぜひ提出してほしいということで、よろしくお願いします。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第81号、鳥羽市営住宅管理条例等の一部改正について担当課長の説明を求めます。

建設課長。

○中山建設課長 おはようございます。建設課長の中山です。よろしく申し上げます。

2月28日提出議案書の16ページをお願いします。

議案第81号、鳥羽市営住宅管理条例等の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、民法の一部を改正する法律の施行及び単身高齢者等の増加などの公営住宅を取り巻く環境の変化を踏まえ、入居者資格や連帯保証人に関する規定の見直し、その他所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表のほうは、9ページから14ページをお願いします。

こちらは、入居者の資格についてです。

10ページを確認ください。

これまで第6条第1項第1号におきまして、現に同居し、又は同居しようとする親族があることといった、世帯で入居することが要件となっておりますが、単身高齢者の増加など情勢の変化に対応するため、規定を削除し、入居者の資格要件を緩和するものでございます。

次に、新旧対照表の15ページをお願いします。

第11条第1項及び第3項の規定によりまして、これまで原則として連帯保証人2名、特別の事情がある場

合でも、連帯保証人1名が必要とされていましたが、こちらにつきましても、単身高齢者の増加など情勢の変化に対応するため、原則、連帯保証人2名は変わりませんが、規則で定める要件を満たす場合は、連帯保証人の選任を必要としないとする改正をさせていただくものです。

次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

新旧対照表、同じ15ページをお願いします。

法律の改正によりまして、連帯保証人に保証限度額を設定することが必要となりましたので、それに伴い、これまで第11条第1項により、入居手続において請書とさせていただいていたものを、契約書と改めるものがございます。

次に、新旧対照表、16ページから22ページにつきましては、国の公営住宅管理標準条例の改正に倣いまして、所要の改正を行うものです。

なお、これらの改正につきましては、鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例、それから鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例におきましても、同様の改正をしております。

また、鳥羽市営住宅管理条例、鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例、鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、それぞれが制定された時期の違いもあり、条例のつくり方が異なっていることから、改正内容は条例での改正であるものもあれば、規則で改正されているものもありますが、それぞれ同様の改正をしておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、改正の内容について説明をさせていただきました。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明が終わりました。

議案第81号についてご質疑はございませんか。ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 質問ではないんですけども、この規定、中身を改正して、今後入居できる要件は緩和していただいたということで、さらに入居していただけることになると思いますので、今後またこの改正状況、そういう人が増えるように、ぜひきちっとした説明をよろしく願いします。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第82号、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

教委生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課、岩井です。よろしく願いします。

議案書の23ページをお願いします。

提案理由としましては、改修後の鳥羽市民体育館の利用料を見直すとともに、新たに整備します会議室及び空調設備の利用料金等に関し、必要な事項等を定めたく、本提案するものです。

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正をするものであります。

議案書24ページをごらんください。新旧対照表は25ページから28ページをお願いします。

改正内容としましては、別表第3の利用料金の変更及び別表第5として各会議室の冷暖房利用料を追加させていただきます。

また、第12条におきまして、利用料金の収納方法について、「官公署、学校等」と限定していたものを、「指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りではない」との、表現の方法を改正させていただきました。

新旧対照表のほうが比較がわかりやすいかと思っておりますので、比較表の25ページをお願いします。

別表第3、鳥羽市民体育館利用料、1専用利用の場合についてをお願いします。

これまで市民体育館の利用料は、「入場料金等を徴収する場合」と「しない場合」、「アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合」、「スポーツ以外の行事等に使用する場合」、「興行又は収益を目的として使用する場合」といった詳細な区分に分けて利用料金を徴収してまいりました。

今回、体育館の屋根の漏水工事やトイレの再整備、更衣室のリニューアルといった設備の環境整備を行いましたので、改修工事費や維持管理経費といった経費から使用料を算出し直すとともに、これまでの利用方法を勘案し、料金体系の見直しを行いました。

また、少しでも利用が行いやすいように、「午前」、「午後」、「夜間」といった時間区分から、「1時間当たりの単位使用料」に変えさせていただきました。メインアリーナでは、営利または宣伝を直接の目的としない場合は1時間1,000円、営利または宣伝を直接の目的とする場合は10倍の1時間1万円とさせていただきます。

ここで、提出資料をお願いします。データで、i p a dで行っているやつです。

今回、右側が今までの体育館、現体育館の会議室、左側なんですけど、下に事務所、上に会議室というのがありました。今回、3月末までの工事で左側の形になります。小会議室が下から1、2、3、これまで会議室としていたのを中会議室として、今後5月1日からになりますけど、使用させていただきたいと思っています。小会議室等の利用できる人数は、1、2、3は小会議室12名、中会議室については28名までが利用できるかと思っております。ありがとうございます。

会議室につきましては、これまで1部屋しかなく、部屋の使用料はいただけていませんでしたが、今後の活用を考え、小会議室を増設するとともに、料金につきましては、先ほど御説明させていただきましたメインアリーナと同じく、改修工事費や維持管理経費から算出するとともに、市民文化会館や公民館、商工会議所の会議室の料金等を参考にさせていただきました。営利または宣伝を直接の目的としない場合は1時間300円、営利または宣伝を直接の目的とする場合は10倍の1時間3,000円とさせていただきます。また、これまでに会議室として利用してきました部屋は中会議室として、小会議室の2倍の広さがあることから料金も2倍の600円とさせていただきます。

また、備考に、市民以外の者または市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合につきましては、当該料金の2倍相当をするとさせていただきます。

続きまして、別表第4はここへ入っていないんですが、別表第4には、中央公園のテニスコート、野球場、多目的広場等の料金が記載されていますが、今回変更いたしませんので説明を省略させていただきます。

続きまして、2の個人利用の場合をお願いいたします。

メインアリーナでは、これまで一般開放の個人利用として、午前、午後、夜間で、小中学生は500円、高校生、一般につきましては1000円とさせていただきましたが、今回、改修を契機に料金を見直しさせていただき、小学校・中学校・高校生は夜間、午後、午前それぞれで1000円、一般につきましては3000円と改正させていただきます。

次に、別表第5をごらんください。

鳥羽市民体育館冷暖房利用料金をお願いします。

これまで会議室において冷暖房利用料金をいただいていませんでしたが、今後の利活用を鑑みて、1時間単位で小会議室においては3000円、中会議室においては6000円の利用料金をお願いしたいと思います。

また、この条例は、令和2年5月1日から施行させていただくこととしております。市民体育館の改修工事が3月に完成しますが、小会議室に代わりの事務所及び体育備品等の引っ越し等が3月末だとされていませんので、4月中に引っ越し等搬入を行って、貸し出し等については5月1日から行いたいと考えておるところです。

説明は以上となります。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第82号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 2点お伺いいたします。

1点目は、体育館利用料金なんですけれども、これ、専用利用と個人利用それぞれについて、以前に比べて高くなったのか安くなったのか、それだけお聞かせ願いますか。

○河村 孝委員長 生涯学習課課長補佐。

○中村課長補佐 生涯学習課課長補佐の中村です。よろしくをお願いします。

利用料金は、まず、「小・中学生」と「高校生・一般」の区分が以前はございましたが、以前は「午前」、「午後」、「夜間」で、小・中学生であれば、時間単価でいきますと、午前、午後では今回のほうが時間単価でいきますと高くなっております。夜間でいきますと同額となっております。

高校生・一般のほうでは、午前、午後、夜間でいきますと、午前中は今回の改正のほうが高くなっておりますが、午後は……、午前、午後は今回のほうが高く、夜間でいきますと今回のほうが安くというような形になっております。

ただ、全日程のほうは、以前は全日が小・中学生が6,000円、高校生・一般が8,000円となっておりますが、今回は全日程での条例改正ではなくて、もう全て時間単価でやっておりますので、午前9時から午後9時まで利用した場合は、今回のほうが高くなるような形になっております。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 午前、午後は若干高くなっているということなんですけれども、夜間のほうは一般の方が使いやすいように検討していただいたというお話です。ありがとうございます。

もう1点目、この今、データで見せていただいた事務所なんですけれども、これも別のところに移転という

ふうでよろしかったでしょうか。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 委員もご承知とは思いますが、今、サブアリーナを建設しています。サブアリーナのほうに事務所が行きますので、サブアリーナができるまでは、左側の絵でいくと、第1会議室を仮事務所という形で、サブアリーナができるまではそこを事務所として、新しくサブアリーナができたときにはそちらに事務所を移転するという形を取らせていただきたいと思います。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ということは、それまでの間は小会議室の1は使えないということなんですね。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 はい、委員おっしゃるとおりです。

○濱口正久委員 以上です。ありがとうございます。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 いいですか。ちょっと表記の仕方のところでちょっと教えてほしいなと思って。

これ、この表が、多分そのまま一般的に使われる料金表になるんですよ。ホームページに公開、料金表とあっていうところが、この表が出てくるような感じになるんですね。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 そうなります。ただ、見やすいようにはしたいとは思っています。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 そこで、じゃ、例えばこの営利または宣伝を目的とする、しないという、今回表記の仕方で分けていただくとすると思うんですけども、営利はよくわかるんです、営利目的でやることなのかどうなのかという部分はすぐ分かるんですけども、この宣伝を直接目的とする場合としない場合というところが、じゃ、使う方にとって判断しやすい材料になるのかなというところがありまして。

例でいいんですけども、宣伝を直接の目的とする場合というような使い方というのは、どういうことを想定されていますか。

○河村 孝委員長 栗原係長。

○栗原係長 生涯学習課係長の栗原です。よろしく申し上げます。

宣伝を直接とする場合という話は、例えば商品の展示会とか、どちらかというともう営利につながるような話のところの表記を、こういった形で書かせていただきました。

以上です。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 まあ、当てはまるんか、僕も、展示会とかその自社のPRとかというところなのかなという、それも営利に直結するんはするんかなとは思いますが。その場で商品を買わなくて、展示会、見本市とか、そうすると営利をその場で産まないかもしれないんですけども。

何かこう……料金表ですって行って、これがどんと出てきたときに、何かこうぱっと、分かりにくくはない

かもしれないんですけども、何かこう判断しにくいかな。営利を目的としない場合って、ごく普通にじゃ、体育、スポーツで利用したりとか一般的な使われ方をする場合とかってというのが、この上の段のしない場合に当たるとは思うんですけども。これ、使おうとしとるイメージとそこの表記の仕方の差というのが、こう…、使う側からしたらね。判断基準としてはこれでいいんかもしれないんですけども、使う側がぱっとこの料金表を見たときに、じゃ、自分たちのほうはどうなるんやろかっていうのは、こう、ちょっと分かりにくいかなとは思って。

またその辺はこう、判断する材料は根拠はこれでいいと思うんですけども、何かこう、その辺の見せ方とかっていう部分には工夫はしていただきたいなというふうには思います。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 委員おっしゃるとおりですね。表記するときには気をつけたいと思います。ありがとうございます。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけお聞きします。

以前は、説明いただいたとおり午前、午後、夜間と分けとって、その間に1時間というか休憩が挟んどるもので、次の人が使う移動というんですか、にかかって、また次の人が使えるという、間があったと思うんですね。

今回、その1時間ごとにしたことによって、機材とか器具とかそういった片づけとかそういったことで、午前中全部使うということになったらいいけれども、2時間使うとかそういった場合に、次の人がまた1時間使うとかいうときに、その時間のすみ分けというんですか、それがなかなかこう、当然2時間使うやっとなのが、片づけで2時間10分になってしもうて、3時間分払わないかとか、払ったらいいんやけれども、その後使う人がおったりとかして、そのお互いに使う人がもめないというか、きちっと利用できるような形の対策というんですか、その辺はどう考えとるかお聞きします。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 利用のほうは、一応、準備から片づけ含めて2時間ということで、窓口で利用者さんに、何時から何時までの間に準備して片づけてくださいというような形で受け付けのほうをさせていただきたいなというふうに思います。もしそこで少しこう5分、10分遅れそうなきもあるかと思いますが、そこはまたあともし待っている人がいればもうプラス5分、10分延ばすとか、ちょっと運営のほうで、窓口対応と呼びかけのほうで対応していきたいなというふうに考えております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 そういうことで、次の利用者があるときのきちっとした説明とか、利用状況を言う時でも、最初に使う人の中身も聞いて、もめごとのないようによく対応していただけるように、よろしくお願ひします。以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第86号、指定管理者の指定について（大庄屋かどや）、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第86号、指定管理者の指定についてお願いします。

提出議案書の42ページをごらんください。

鳥羽市公の……、ああ、ごめんなさい。間違っています。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○岩井生涯学習課長 32ページですね、よろしくお願いいたします。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、提案するものです。

権利を行わせる公の施設の名称は、大庄屋かどやです。

指定管理者は、鳥羽市鳥羽四丁目3番24号、かどや保存会会長、寺田直喜。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

大庄屋かどやの指定管理者の指定につきましては、平成25年度よりかどや保存会に管理運営をお願いしてまいりましたが、本年度末をもちまして協定期間が満了することから、引き続き3年間の指定管理者の承認をいただきたく、提案させていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明が終わりました。

議案第86号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 今回その、先ほど25年からということなんですけれども、2回、3回目ということですかね、3年、3年……。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 今回4回目になります。1期目が1年しかなかったものですね。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 25年度から続けて、先ほど聞きました、1期目は1年、あとは3年というんですかね、ということで、次の議案にも出とんですけれども、長期継続ということで5年という期間も設けられると思うんですけれども、まあさらに3年とした理由をお願いします。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 3年と5年の切り分けというか、どれをとというのはないんですが、一応、市からの指定管理料というのをを出しておりますので、今回は280万円ぐらいの予算が出ているものですから、一応3年で指定管理料の期限を、今までと同様にさせていただいたところです。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 3年間ということで、それと、この指定管理の中身なんですけれども、前回の3年間と内容的

には一緒なのか、また違うのか、その辺をお聞きます。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 内容は一緒なのですが、このかどや保存会、自主事業としていろんな教室等の回数がだんだん増えて、指定管理者としていろんな教室を毎年毎年増やしてきておりますので、利活用する方が年々増えているところが現状です。

平成25年当時、入館者数4,326人だったんですが、平成30年なんですが7,149人まで伸びております。当時その教室等がお茶とか料理クラブの2つしかなかったんですが、現在では14件ほどのいろんな教室をやっておりますので、利用者数等々が増えていることがありますので、少し指定管理料も増えてきているところがございます。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 来客する人数も増えとるということで、管理料は市からはきちっと払っとるけれども、さらに中身が充実されとるということですもんで、多分、共有はされとると思うんですけども、人件費なんかは最低賃金なんかも当然上がってきておりますし、先ほど言われた経費等を含めてきちっと協議して、協議した中できちっとした支払いというんですか、それに見合うものを払ったっていただくように、よろしく願います。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第87号、指定管理者の指定について(寝屋子交流の館)について、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 提出議案書の33ページをお願いいたします。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、提案するものです。

管理を行わせる公の施設の名称は、寝屋子交流の館です。

指定管理者は、鳥羽市答志町66番地、答志町内会会長、西川豊幸です。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

寝屋子交流の館の指定管理者の指定につきましては、平成19年度より答志町内会に管理運営をお願いしてまいりましたが、本年度末をもちまして協定期間が満了することから、引き続き5年間の指定管理の承諾をいただきたく、提案させていただきました。

この当館につきましては、寝屋子制度の継承団体で地元を統括する答志町内会が、無償で管理委託を行っておることから5年間というような、先ほどとは違う長期のほうをさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。以上です。

○河村 孝委員長 担当課長の説明が終わりました。

議案第87号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ごございませんか。

以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第80号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第81号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第82号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第82号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第86号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第86号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第87号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第87号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その他に入る前に、教育委員会より新型コロナウイルス感染症の対応と今後について報告があります。
教育長。

○小竹教育長 お時間とっていただきまして恐縮でございます。

先ほど委員長のほうからありましたように、新型コロナウイルス感染症対策に関わる教育委員会の対応を説明をさせていただきます。

まず、学校の対応、それからその次に給食の状況、それから教育委員会が管轄します各施設等の状況ということで、3点で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 学校教育課の岩本です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、学校の対応についてご説明をさせていただきます。

これまでの対応状況についてですが、1月23日、文部科学省、県教委から、新型コロナウイルスの情報について感染予防についての注意喚起が届きましたので、各学校に転送をさせていただいております。

1月28日、新型コロナウイルスが学校保健安全法による指定感染症に指定されましたので、こちらのほうについても学校のほうに周知を行いました。

2月3日、学校長に向けて、児童生徒への手洗い、うがいの奨励とせきエチケットなど、感染症対策の指導の徹底を図るよう文書にて指示をいたしました。

2月4日、保護者の方に向けて、家庭内での感染予防と新型コロナウイルス感染症についての問合せ先等の周知を行いました。

2月25日、小中学校の校長会がありましたので、その場において、新型コロナウイルス感染症対策等の対応について3学期中の行事、イベント等の内容や、延期、中止などを含めた要請を行いました。

このような動きの中、2月27日、内閣総理大臣から、全国一斉の臨時休校の要請を受けましたので、市教育委員会といたしましても、臨時休校の期間や卒業式をどのように行うか等の検討を行いました。

それを受け、2月28日、市長及び対策本部への報告、校長会への説明や追加指示等を行いました。

午後になってから、県教育委員会から、県立高校の方針や近隣市町の動向等を参考にしながら、3月2日から3月24日までを幼稚園、小学校、中学校の臨時休校を決めたところです。こちらについては、教育長名による保護者宛て文書のほうを、各保護者の方にお渡しさせていただいたとともに、とばっ子メールにて、各校から休校についての周知を行いました。

子供の安全安心の確保について心配なおうちにつきましては、小学校1年生から3年生及び特別支援学級籍の児童生徒については、3月2日から9日の午前中について、学校で対応をさせていただくことといたしました。

なお、決定が2月28日金曜日午後ということで、休みの前日ということでしたので、教育委員会のほうで29日の土曜日と1日の日曜日について、電話対応をさせていただきました。

こういった流れの中、3月2日から臨時休校のほうが始まりました。

学校行事といたしましては、3月6日、7日に中学校のほうの卒業式が行われました。こちらは、規模を縮小し、時間も短縮しながら、卒業生と保護者、教職員のみで証書の授与を中心に実施をいたしました。入り口にはアルコール消毒、マスクの奨励、会場内の換気や体調が不良な人の参加を控えていただくなど、感染拡大の防止に努めていただきました。

続きまして、小中学校、幼稚園、学童保育等の受入れ状況等についてですが、先ほど申しましたように、2日から6日まで受入れを小中学校のほうで行いましたが、実質来ていただいた小学生については、延べ24名となっております。中学校はゼロ名です。

同時に、学童保育のほうと2月28日に、受入れ等について教育委員会と協議をさせていただきました。

学童保育は、エンゼル、たんぼぼと2か所ございますが、いずれも通常どおり、3月2日も授業が行われていれば放課後からの開設、開所ということになっておりましたが、この事態を受けて、午前8時半から従来の18時半まで開設するというので、急遽決定をいただいたところです。

ただ、急なこともあり、人的な部分で見守る、午前中に見ていただく方が不足するというようなこともありましたので、教育委員会からは、各学校に配置をしております支援員のほうを要望の数を聞かせていただいた上で、近隣の学校から支援員のほうをそのたんぼぼとエンゼルのほうにサポートとして回っていただき、対応をさせていただきました。

エンゼル、たんぼぼにつきましては、昨日2日から11日までに、エンゼルのほうでは147名、たんぼぼのほうでは79名の受入れを行っております。そこに支援員のほうが2から3名程度、毎日サポートに入っておるところです。

なお、いたずらっこにつきましては、特別支援学級在籍のお子さんを対象にしておりますが、そちらについても、3月2日から11日までで、延べ23名の受入れを行っているところです。こちらについても同様に、特別支援学級籍のお子さんということもありますので、学校に配置をしております支援員のほうを3名から4名サポートに入らせていただいております。

なお、幼稚園のほうの預かり保育等につきましては、申込みはございませんでした。

保護者からの意見、要望等についてですけれども、先ほど申しましたように、2月29日と3月1日に教育委員会のほうで申込みや問合せを受け付けておりましたが、連絡があったのは2件でした。

それから、現在の子供たちの様子につきましては、不要不急の外出は控えることとしておりますので、学習プリント等によって家庭学習を行うように、学校のほうから指導を行っております。

また、37度以上の高熱が数日続いた場合等、体調不良が起こった場合については、速やかに学校に連絡をしていただくようお願いもさせていただいております。この体調不調についても、連続して高熱が出ている児童生徒がいるという連絡は、今のところいただいておりません。

最後に、今後のスケジュールとなりますが、3月17日を基準日といたしまして、17、18、20の3日間で小学校の卒業式を予定をしております。現在のところ、中学校と同様に、参加者を卒業生、その保護者、教職員の三者で絞りまして、時間を縮小する形で実施する方向で考えております。

また、休校は3月24日までとしておりますので、3月25日は子供たちは通常登校を行い、今年度の終了式を行う予定としております。下校時刻については、各学校の判断で実施するように連絡をしておるところで

す。

簡単ではございますが、現状についてご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 すみません、学校給食について説明をさせていただきます。

2月4日なのですが、調理場内での感染防止対策といたしまして、手洗い、うがいの徹底のほうと、消毒用アルコール、マスクの在庫確認等を行いました。

2月27日に、午後6時のその総理大臣の臨時休校の要請を受け、3月2日月曜日からの臨時休校となった場合の学校給食が中止できるかどうかの検討を行わせていただきました。

28日に決定いたしましたので、この日のうちに、3月2日からの給食の当日納入分につきましては発注をキャンセルをさせていただきます。乾物や冷凍食品につきましては、給食再開時に使用することができることなどありますので、保護者への負担や食品ロスが出ないように対応をさせていただきます。

給食調理員につきましては、当面の間、調理場内の清掃業務や令和2年度に向けた様々な準備を行うため、出勤するように指示をしております。また、保護者である職員が休暇の取りやすい体制づくりも、同時に行っております。

先ほどの給食の食材についてももう少し詳しくお話しさせていただきますと、給食に使われる食材につきましては、原則は、当日納品となっておりますので、仕入れ自体をキャンセルすることができたという状況となっております。既に納品されている冷凍食品や乾物、調味料につきましては、長期保存が可能のため、4月以降の給食で対応いたします。

あと1点、3月3日に使用を予定していました答志産のサワラにつきましては、50グラムにサイズを合わせてカットしていただいております。非加熱食材であり、賞味期限が短く、3月に使用予定だったんですが、4月には味が落ちてしまう等、懸念されましたので、急遽、教職員と教育委員会のほうで、原価にて対応をさせていただきます。一般の方への販売を行わなかった理由としましては、販売のノウハウ等いろいろな問題がありますので控えさせてもらって、日頃から給食について理解いただいている教職員と教育委員会で対応をさせていただきます。

なお、3月に納品を行う予定であった業者につきましては、4月に改めて発注を行う予定となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課で管理させていただいている施設のことについて、ご報告させていただきたいと思います。

生涯学習課が所管しています大庄屋かどや、歴史ガイドセンター、伊良子清白の家につきましては、それぞれ今休館しております。大庄屋かどやにつきましては3月2日から22日まで、歴史ガイド文化センターについては3月3日から15日まで休館となっております。

市の施設ではございませんが、武道館は武道振興会の所管なのですが、少し相談させていただいて、3月5日から18日まで休館とさせていただきます。

あと、コロナ対策ではないんですが、体育館は今改修工事中ですので、これはもちろん休館というか、3月

末までは使えません。

あと、海の博物館につきましても、消火器等展示棟の改修で3月2日から13日まで、これも改修工事中で休館となっておりますので、コロナ対策ではないんですが、休館中という形です。

あと、3月中のイベント等につきましては、全て自粛、中止とさせていただいております。

あと、開館している施設がございます。それは図書館、あと中央公園の運動施設と各公民館につきましては、図書館なんですが、入り口でのアルコール消毒、あと手洗い等、あと熱とかせき、体調不良の方については入館の自粛等を入り口に貼らせていただいで、喚起をさせていただいているところであります。

以上、説明です。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 もう1点報告をさせていただきたいと思うんですけども、日々刻々、感染症の状況が変わっておりますので、丁寧に現状分析をしていく必要があるというふうに思っておりますけれども、先ほどのそれぞれの担当のほうから報告させていただいた内容は、伊勢保健所管内で感染者が出た場合は、また改めてその辺の対応を考える必要があるというふうに思っておりますので、現状は、今日の新聞によりますと、伊賀地方では増えておりますけれども、この南のほうでは感染者はいないという分析の基で、先ほどのような決定をさせていただいたということでございます。

それからもう1点、臨時休校中の学校の対応なんですけれども、これ1週間過ぎまして、今週2週間目になるんですけども、子供たちの健康状態が大変心配になるところです。併せて、各家庭の、随分ご協力いただきまして、預けていただくところはないんですけども、家庭のほうで見ていただいているところが非常に多いという状況でございまして、この3週間目から、来週から教育委員会の中で対応を考えておりますのは、各学校別に登校日を設定しようということと話しております。その際には、感染症対策に十分気をつけること、それから全校一斉にせずに各学年の対応にすること、それから登校の時刻、下校の時刻等については混む時間をずらす等、十分な対策をしながら登校日を設定することを可能とするという、学校への通知を出したいというふうに思っております。

ご承知のように、これ、鳥羽市内で学校の環境が随分違いますので、離島があったりとか、観光客の出入りの多いところもありますので、これ一律に教育委員会のほうでもう登校日を1日にしなさいとかゼロにしなさいということがちょっと難しいところがありますので、各学校が学校の状況をしっかり考えていただいで、これ私どもと相談させていただきますが、先ほど申しましたように、3週間目から、つまり3月16日以降でございますが、そういう形で学年ごとの対応になりますけれども、あるいは学級ごとですね、そういう登校日を何日か設定してもよいと、可能であるというふうな指示を出させていただく方向で今考えております。

最終的には、その指示につきましては、明日の午後、校長会を改めて持ちますので、協議しながらその中で通知をさせていただきたいと。

冒頭に申し上げましたように、その間に状況が変わるようでしたらこの辺の指示は当然変わりますけれども、現状そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

全て口頭で申し上げまして大変恐縮でございましたが、以上、報告とさせていただきます。

○河村 孝委員長 ありがとうございます。

本来、報告ということだけなんですけれども、多少の質問は受けたいと思います。短めに各委員、質問があればまとめていただいて質問していただいても結構ですけれども、いかがでしょうか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今、教育長が今後の対応について、各学校別、学年別等々の対応をお話いただきましたけれども、これ、3月16日からの週で24日、25日までの、期間中は24日までということやったんですけれども、それまでということでしょうか。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 現状では、その臨時休校期間の3月24日までを考えております。説明ありました25日は、もう卒業生はいませんが、全校登校するということについては、その方向で現状は行きたいというふうに思っております。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ということは、もう、これ今の時点で日々変わる状況やと思うんですけれども、4月以降の始業式、入学式もまだ今のところこの後どうなるか分からないと、状況を見てということによろしいでしょうか。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 おっしゃるとおりでございます、その3月25日以降は、臨時的な措置はとりあえず解消したいというふうに思っておりますが、ただ、4月以降の春の修学旅行等につきましてはもう中止を、秋への延期を指示しましたので、その辺の対応が違うことと、それから春休み中の特に各中学校の部活動につきましては、何らかの規制を加えながら、人の交流が少ないような状況をつくっていききたいと。その2点については今思っております。

以上です。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 説明を聞かせていただいて、本当に教育長以下、学校教育課長が午前中対応したということもあるんですけれども、本当に素早い対応で、少し安心したかなと思います。

聞きたいのは、小中が自宅ということなんですけれども、3学期のその24日ですか25日の卒業までの間に、まだ新しいものを勉強せないかんとか習わないかんところを家庭学習になったということで、子供たちがさらに学年を上へ行くに当たって不安視しとるところがあるのかなと思いますけれども、その辺の先生らの対応というんですか、やらんだところをさらに家庭学習でやらしとるとかやっていたいととか、何かこう、フォローしているところがあったら教えてください。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 今回の臨時休校はあまりにも唐突でしたので、28日に決定して、それで土日挟みますけれどもそれで休みということでしたので、各担任が慌てて家庭学習用のプリントはつくっていると思うんですわ。でもこれ、3週間分も当然つくれませんので、今回のその臨時休校、登校日を設けたのも、追加のそういう学習課題等は配れるということもありまして、設定させていただいております。

それから、授業がカットされた分、これは当然、きちんと調査しておりませんが、教科書がまだ終わり切れなかったとか、状況はあると思います。また改めて調査したいとは思いますが、現状、学校のほうに指示したのは、授業がなくなった時点でその該当学年の学習内容がどれだけ残っているのか、4月以降の見込みはどうなのかということを次の担任で、これ担任も変わってしまいますので、引継ぎができるような体制をしっかりとるようにということを話しております。

それから、授業日数が減ったということについては、これは大変重い状況になりますけれども、これ、鳥羽市だけでちょっと単独で難しいところもありますので、県下の情勢を見ながら、場合によっては夏休みの短縮等も考えざるを得ないのではないかという状況で、これはまだ正式な指示も協議もまだしていませんが、様々な対応を考えて、子供たちの学習の権利はしっかり守っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 説明いただきましたけれども、学年が高学年になるほど不安視するのかなと思いますし、先ほど教育長が言われたように、まだ学習というか、習わないかるところを習っていないとか、そういうところも精査していただいて、さらに子供たちが1学年ずつ上がるときに不安にならないように、また手当てというんですか、しっかりとさせていただければありがたいと思います。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

瀬崎委員、はいどうぞ。

○瀬崎伸一委員 3月25日に終了式をされるということですが、具体的にはこう、どこかこう体育館のようなところに集めてやるような感じを想定されていますか。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 これも先ほど申し上げたとおりで、学校の規模が随分違いますので、いろいろ対応の仕方はあると思いますけれども、明日の校長会のほうで、各学校の今の終了式の持ち方の構想も含めて聞きながら、必要ならば一斉でしないようなということも考えられると思いますが、現状では、もう臨時休校期間を過ぎていきますので、通常に終了式は行う方向で現状は考えております。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

○南川則之委員 委員長、もう1ついいですか。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうすることで、教育長、日々変わってくるということでもんで、また状況が変われば文教の委員長のほうへぜひ報告いただいて、委員がいろいろ周知できるような形でお願いしたいと思いますので、その点もよろしく願います。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

はい、ありがとうございます。引き続き頑張ってくださいなというふうに思います。

それでは、これよりその他に入ります。

お手元に配付してありますとおり、発言の通告が参っておりますので、順次発言を許します。

南川委員。

○南川則之委員 私から、委員長の許可をいただきましたので、2点、教育委員会のほうに質問、質疑させていただきます。

まず1点目が、書かせてもらってあるように、9月のときにその他で質問をさせていただきました。何かというと、神島のカルスト地形が崩落しとるということで、そういう状況の中で説明させていただいて、教育委員会のそのときの回答をいただいて、そのときには文化財担当のほうから、崩落箇所については景観的に問題があると認識をされとって、その後、土地の所有とかを確認しながら、環境省とも協議をしていくということで、各関係課とも協議をしながら対応していくことを聞いたんですけれども、その後どうなってるかお聞きします。

○河村 孝委員長 豊田係長。

○豊田係長 教育委員会生涯学習課の豊田です。よろしくお願いいたします。

現在の神島カルスト地形の崩落状況ですけれども、カルスト地形そのものは崩落はしていないんですけれども、その西側ののり面のところが崩れている状況になります。現在、崩落部分の土地の所有等を確認しておりますけれども、県と市の土地がこう入り組んでいるところでございまして、現在のところ、ちょっと境界がまだ確定できておりません。今後は、その境界の部分ですとか工法等を協議していきたいというふうには考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 この前の9月に言ったように、5月のときに地元の人たちがその土砂崩れを発見して、地元の方々は近畿自然歩道とかあるいは浜に下りる部分の土砂を撤去していただいたという経緯があります。

それと、さらに昨今こう雨が多ということで、徐々に崩れかかったものも、浜へ下りる階段とかそういうところの土砂を随時撤去してくれています。

環境省の担当の職員とか県の職員も見させていただいて、景観的に問題があるということで、いろいろ話をした中で進めてもらっていますので、教育長、これなぜ早く対応していただいて、地元も何しとんのやという声が上がってきていますし、県のほうもまあ終わったのかなというところで、まあ不信感も表すところがありますので、ぜひ、市長は政治家でありますので、市長何しとんのやということにならんように、しっかりとこの文化財の保護というんですか、対応をよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、教育長の考え方をお聞きします。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 神島のカルストのことですね。私も年に2回ぐらいは神島に行っておりますので、そのカルストの状況も見せていただいております。今年度の神島の運動会に行かせていただいたときも見せていただいて、隣に町内会長いらっしゃったんですけれども、とりあえず浜へ下りていくところの歩道は安全面は確保していただいたということで、私のほうからもお礼を言わせていただいたところです。

ただ、その修復につきましては、先ほど豊田が申しましたように、非常にこう地理が入り組んでいるということで、必要性は十分感じておりますので、今後どういうふうに進めていくのかということに関係部署とし

かり調整しながら、前向きに進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 教育長、答弁いただいたとおり、1年近くたってきていますのでね。今やれば本当に、前、豊田君が言ってくれたように、本当に形状をあまり変更せんとやれるということですので、しっかりと対応策も、あと土地の対応とか確認とかそういうところもなるべく早くしていただいて、やっていただきたいなと思います。

続けていいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それでは、2点目のほうへ入ります。

国指定の有形文化財の保護というところでお聞きをいたします。

河内町に庫蔵寺があって、その本堂等、国の指定の文化財となつるとということで、重要性は教育委員会もきちっと重要性を認識していただいとると思うんですけども、それを維持管理していく中で、防火設備とか防犯用セキュリティとかいろいろ問題が出てきとるということで、以前にも防火設備については、教育委員会に寺の住職さんが相談されて、いろいろ対応してもらったことがあるということですけども、状況をどのように確認されて、話をどういうふうに受けているか、その辺をお聞きします。

○河村 孝委員長 豊田係長。

○豊田係長 庫蔵寺の本堂、鎮守堂につきましては、委員言われましたように、国の重要文化財に指定をされております。これまで平成7年と8年、国の補助金を活用しまして、消火設備の整備をしております。その後、維持メンテナンス等でなかなか大変だというふうな話は聞いております。

基本、本堂とか鎮守堂に関わります防火設備とか防犯設備に関しましては、国庫補助事業に乗せていくことは可能だと思われまますけれども、事業者の自己負担分等も必要になってまいりますので、今後の対応については所有者と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 教育委員会の重要性を感じていただいとると思うんですけども、私も県の文化財担当者にもいろいろ確認をさせていただいて、先ほど豊田係長から言ったように、国の補助金も取れるということで、市経由でしっかりとした協議をしてもらって、県は一生懸命国への申請もさせてもらおうということを言うてますので。

それと、国の先ほど言った補助金の中身とか県の手当とか、そういうところも確認をしてありますので、いつでも来ていただいて協議をさせてもらおうということでもんです。ただ、市を経由して、やっぱり国の重要文化財であっても市がきちっと維持管理をして大切だという話にならんといかんということで、ぜひ市経由で話に応じるということを言われました。

そういうことで、教育長も庫蔵寺さんには何度も行ってもらって状況も確認してもらつとると思うんですけども、そういった形で、保存会の人らの思いとかそういうところも酌んで、今後前向きにいろいろ話を聞きながら教育委員会の対応をしてほしいと思うんですけども、教育長の考え方をお聞きします。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 丸山庫藏寺のことですけれども、私も大変あそこが好きで、年に2回ほど庫藏寺経由で内宮まで歩くんですけれども、やっぱりこう歩く人が少ない、庫藏寺へ行く方が少ないというのは道を見ていると非常にこう感じるところです。

去年と今年ですね、昨年度と今年度は行政のほうが入りまして、参道のところを掃除させていただいたんです。今年度につきましては、地元の加茂中学校の生徒に声かけまして、クラブ単位でしたけれども、20名ほど参加していただきながら、一緒に、半日でしたが掃除をさせていただきました。

そのとき、20人ぐらいいた中学生に、丸山庫藏寺に上ったことがありますかと聞きましたら、1人しか手が挙がらなくてびっくりしたんですけれども、ここに課題が、ある程度そこへ集約されてくると思うんですけれども、地元の方への周知がどれだけできているのかなど。丸山庫藏寺に行ったことないって、もう中学生ですからね、当然登っていくことも、あるいは家の方から話聞くこともあると思いますけれども、あまりそういうわれが地元浸透していないということが1つありますし。

それから、先ほど豊田係長のほうからも説明ありましたように、お金の問題になってきますと、その所有者あるいは地元等も含めて、その辺のこう、行政、責任の所在がどこにあるのかというのを明確にしながら進めていかないといかんことやと思っております。これも非常に大事な文化財でございますので、私としてはその辺の皆さんの合意をいただいて、みんなの力でそれをしっかり修復していこうという気持ちを醸成しながら、この事業を進めていきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 教育長、前向きな答弁をいただいたんですけれどもね。

県の文化財担当にもいろいろ話をさせてもらう中で、近年、2019年に首里城が消失して、かなり国もそういう防火対策というんですか、それには力を入れていくというような話もあります。以前のその文化財の保護法以上に、そういった形で大切な国の重要文化財を守っていかないかんという意識はあるようですので。県自体がその国と協議した中でそういったことも聞いてとることですもんで、ぜひ教育委員会も力を貸していただいて、そうした利用等も含めて今後考えてほしいなと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

○河村 孝委員長 以上で通告によるその他は終了いたしました。

これをもってその他を終結いたします。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時18分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年3月12日

文教産業常任委員長 河 村 孝